

保護者の皆様

令和7年4月7日

尾道市立美木原小学校  
校長 石本 美喜

## 「気象警報等発令時の対応について」

尾道市に気象警報等が発令された場合の対応が、尾道市教育委員会のもとで以下のよう  
に統一されておりますので、お知らせします。

いずれの場合も、各家庭にコドモンにて連絡しますが、各家庭におかれましても、テ  
レビ・ラジオ等の報道により警報発令の有無や天候状況を確認していただきますようお願い  
いたします。

### 特別警報（大雨・暴雨・暴風雪・大雪）の場合

- （１）午前６時現在、「尾道市」に上記の特別警報が一つでも発令されているとき



臨時休業

### 警報（大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪）の場合

- （１）午前６時現在、「尾道市」に上記の警報が一つでも発令されているとき



臨時休業



- （２）午前６時以降、始業までに「尾道市」に上記の警報が一つでも発令されたとき  
（すでに登校した児童への安全確保の徹底、下校体制等の対応をとります。）

- （３）始業時以降に「尾道市」に上記の警報が一つでも発令されたとき



学校待機とする（児童の安全確保を図り下校させる。）

### 児童への指導

学校でもその都度指導しますが、ご家庭でも次のように指導をお願いいたします。

- （１）臨時休業中

- ・外出しない。

- （２）一斉下校及び警報が解除の場合

- ・増水している河川、地盤がゆるんでいる箇所には近づかない。
- ・切れた電線には近づかない。

※ 臨時休業の際は、学校給食は停止します。

※ 市立中学校とは臨時休業への対応が異なりますのでご注意ください。